

水郡線の愛称募集

水郡線沿線の魅力が伝わるすてきな愛称をお待ちしています。

○募集内容

- ・覚えやすく親しみやすい水郡線の愛称。
・水郡線沿線の観光資源をイメージすることができ、「水郡線に乗ってみたい」「水郡線沿線に行ってみたい」と感じられるもの。

○各賞

- ・優秀作品1点(3万円相当の旅行商品券)
・佳作2点(1万円相当の旅行商品券) 他

○応募方法 水郡線の愛称、愛称の解説、氏名、年齢、性別、郵便番号、住所、電話番号を明記して、郵送、FAX、e-mail又はホームページのいずれかから応募してください。

○応募締切 2月10日(木)

○応募及び問い合わせ先

茨城県水郡線利用促進会議事務局

「水郡線」愛称募集 係

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

茨城県企画課交通対策室内

TEL029-301-2536 FAX029-301-2539

e-mail: suigunsen@pref.ibaraki.lg.jp

水郡線ホームページ

http://www.suigunsen.jp/

問 企画課企画地域振興G TEL72-1131



敬老祝品有効期限のお知らせ

77歳以上(昭和9年3月31日以前に出生)の方へお届けしました敬老祝品(大子町商店会の商品券)の有効期限が平成23年1月31日になっています。期限切れにならないうちにご使用ください。

問 福祉課高齢介護G TEL72-1117

盲ろう者向け通訳介助員養成講習会参加者募集

○期 間 2月27日(日), 3月6日(日), 3月20日(日) 全3回 10:00~16:00

○場 所 水戸市ボランティア会館

○対 象 者

- ・盲ろう者の支援に関心のある方
・盲ろう者向け通訳介助者を目指す意思のある方

○費 用 無料

○申込期限 2月20日(日)

○申込方法

氏名、住所、連絡先(電話番号又はFAX)、障がいの有無をFAX、ハガキ又は電話で申込んでください。

○そ の 他 ・障がいの有無は問いません。
・講習会に手話通訳の用意をしています。

申込 問

〒310-0844 水戸市住吉町349-1

茨城県聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」

TEL029-248-0029 FAX029-247-1369

(月曜の午後、火曜日及び祝日は休館)

問 福祉課社会福祉G TEL72-1117

『まいん』催し物のお知らせ

ととのいました~!

爆笑ライブ

3月5日(土)開催決定!

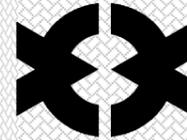
即興なぞかけでおなじみ

Wコロンが出演決定!!

※出演者など、詳細は随時お知らせします。

お楽しみに!

問 生涯学習課生涯学習G TEL72-1148



発行/大子町 編集/総務課 〒319-3526 久慈郡大子町大字大子866 TEL0295-72-1114 FAX0295-72-1167 HP http://www.town.daigo.ibaraki.jp/

大子町職員(保育士)採用選考試験案内

平成23年度の大子町職員(保育士)採用選考試験を次により実施します。

○試験区分、採用予定人員及び受験資格

Table with 3 columns: 試験区分, 採用予定人員, 受験資格. Row 1: 保育士, 1人, 昭和55年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格及び幼稚園教諭免許を有している方又は平成23年3月31日までに取得見込みの方

○試験の方法 作文試験、口述試験、身体検査

○試験日時 平成23年2月3日(木) 午後1時30分

○試験会場 大子町役場 庁議室(2階)

○申込用紙の請求

申込用紙は、総務課に請求してください。

郵便で請求する場合には、封筒の表に「職員(保育士)採用選考試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先明記の120円切手を貼った返信用封筒(角形2号(横24.0cm×縦33.2cm))を必ず同封してください。

○申込み先 大子町役場 総務課(〒319-3526大子町大字大子866番地)

○受付期間 1月7日(金)から1月31日(月)までの、土、日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時30分まで。郵便の場合は、1月31日(月)の午後5時30分までに申込み先に着信したものに限り受け付けます。

○そ の 他 受験申込者には、受験票を交付します。

申込 問 総務課 TEL72-1113

平成23年度小学校入学児童をもつひとり親家庭の皆さんへ

社団法人 茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭)の平成23年度に小学校に入学されるお子さんに対し、入学祝品(学用品類)を贈ります。

希望される保護者の方は、1月31日(月)までに福祉課へ申込んでください

なお、申込みの際にお子さんの住所、氏名、性別、保護者名等をお知らせください。

申込 問 福祉課社会福祉G TEL72-1117

茨城県母子寡婦福祉連合会

TEL029-221-7505



漆

漆フォーラム・イン・大子が開催されます!

○日時: 2月26日(土)-27日(日)

○会場: 文化福祉会館「まいん」他
人間国宝の漆芸家による基調講演や、漆塗りの作品づくりワークショップなど親子で楽しめるイベントを多数ご用意しています。ご家族でご来場ください。

問 漆フォーラム・イン・大子実行委員会(農林課内) TEL72-1128

戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等のご遺族に対する第九回特別弔慰金が支給されます。

○主な支給対象者

平成17年4月1日から平成21年3月31日の間において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受け方(戦没者等の妻や父母等)が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において前記年金給付の受給権者がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

(1)平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2)戦没者等の子

(3)戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方又は同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。

(4)上記(3)以外の戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが上記(3)に該当しない方。

(5)上記1から4以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者の死亡まで引き続く一年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面24万円、6年償還の記名国債

○請求期間 平成21年4月1日から平成24年4月2日まで

○請求及び問合先 福祉課社会福祉G TEL72-1117

確定申告のお知らせ

確定申告の時期になりました。平成22年分の所得税の確定申告の相談と申告書の受付は、2月16日から3月15日までです。

○確定申告をしなければならない方

給与所得者は勤務先での年末調整によってその年の納税が完納しますが、次のような場合には確定申告が必要になります。

- ・事業所得や不動産所得などがある方で平成22年中の各種所得金額の合計額が、所得控除(社会保険料、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除等)の合計額より多い方
・給与所得の方で給与収入が2,000万円を超える方
・給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
・2か所以上から給与等をもらっている方

○確定申告をすれば税金の還付を受けられる方

確定申告をする必要のない方でも、次のような場合には源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ・病気等で医療費が多くかかった方
・住宅ローンを利用してマイホームを取得し、又は増改築した方
・災害等で損害が発生した方
・年の途中で退職し、年末調整をしていない方
※還付を受けられる方は、平成23年2月15日以前でも確定申告を提出することができます。

○インターネットでの申告(e-Tax)

e-Tax(国税電子申告・納税システム)で所得税の確定申告を申告期限までに行うと、最高5,000円の所得税の税額控除が受けられます。(ただし、ひとり1回だけです。前年等の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません。)

問 太田税務署(常陸太田市金井町3662) TEL0294-72-2171

確定申告時期における税務署の閉庁日対応について

- 閉庁日対応実施日 2月20日(日)及び2月27日(日)
○水戸・太田税務署合同会場 茨城県職業訓練センター(水戸市水府町864-4)
○対応業務 確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談

心配ごと相談所開所日変更のお知らせ

1月から開所日が下記のとおり変更になります。

- 期 日 毎月第1・第3水曜日
○時 間 13:00~15:00
○場 所 文化福祉会館「まいん」
○そ の 他 急を要する相談は電話でも受け付けていますのでご利用ください。

○電話相談受付 毎月第2・第4・第5水曜日

○時 間 13:00~15:00

申込 問 社会福祉協議会 TEL72-2005

補聴器巡回相談のお知らせ

今年度第4回目の補聴器の巡回相談を、次のとおり実施します。

○日 時 2月4日(金) 10:00~11:30

○場 所 役場 第1分室会議室

※身体障害者手帳、印鑑を持参してください。

問 福祉課社会福祉G TEL72-1117

募 集

リハビリテーション研究会参加者募集

第14回茨城県北西部地域リハビリテーション研究会が開催されます。ぜひご参加ください。

○日 時 2月12日(土)

- ・大子会場 10:00~12:00
・常陸太田会場 15:00~17:00

○会 場

- ・大子会場 「まいん」文化ホール
・常陸太田会場 生涯学習センターふれあいホール

○講 師 遙 洋子氏(作家・タレント) 大田仁史氏(県健康プラザ 管理者)

○内 容

- ①遙洋子氏による特別講演 演題「介護から発見!今からできる準備」
②介護についてのトークショー 「もう一度、『介護』について考える」

○参加費 無料

○問 合 先 志村大宮病院管理部 TEL0295-53-2170

サタデー耐寒ナイトハイキング

○日 時 1月22日(土) ※悪天候時は中止

○集 合 JR常陸大子駅前 17:10集合

○行 程 常陸大子駅⇒下野宮駅〜七曲り前左折〜中央公民館 約10km

○参加資格 全行程を完歩できる方(町外の方も参加できます。)ただし、小学校3年生以下は必ず保護者が同伴してください。

○参加費 大人200円 子ども100円(小学校6年生まで)※当日徴収します。

○募集人数 250人(先着順)

○申込方法 1月18日までに中央公民館内生涯学習課まで申し込んでください。

○そ の 他

- ・団体で申込む場合には、代表者が取りまとめて申し込んでください。
・完歩した方には「寒歩証」をお渡しします。
・当日は大子女性会による豚汁のサービスがあります。

申込 問 生涯学習課生涯学習G TEL72-1148

1月10日は「110番の日」です
~緊急時は110番、相談は#9110番~
110番は事件事故にあったときや目撃したときに緊急通報するための手段です。110番は、事件事故の早期解決に欠かせない極めて重要な通報です。

○緊急を要さない要望や相談については、
・警察安全総合センター #9110又は029-301-9110
・大子警察署 TEL72-0110 までご相談ください。

○耳や言葉が不自由な方は、
・FAXによる緊急通報受付 #7412又は029-301-6110
・インターネットによる文字対話の緊急通報受付 http://ibaraki110.jp をご利用ください。

町の入札に参加を希望する業者の方へ

平成23・24年度の入札参加資格審査申請書の受付を下記のとおり行います。

- 受付期間 2月1日～2月28日(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
- 受付時間 8:30～12:00, 13:00～17:15
- 提出先 大子町役場 財政課 契約管財グループ TEL72-1119
- 提出方法 持参又は郵送(受領書が必要な場合は、官製はがき又は80円切手を貼った返信用封筒を同封すること。)
- 有効期間 平成23年4月1日～平成25年3月31日
- 申請書の様式及びファイルの種類

業 種	様 式	ファイルのサイズと色
建設工事	大子町様式	A4判 青色系
測量、建設コンサルタント	(茨城県様式又は中央公契連)	A4判 黄色系
物品調達等	統一様式でも可)	A4判 赤色系

※様式は町ホームページからダウンロードできます。http://www.town.daigo.ibaraki.jp

○提出書類

書 類 名	建設工事	コンサルタント	物品調達等
一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書	○	○	○
入札参加希望業種	○		
許可通知書の写し又は許可証明書の写し	○	○	○
総合評定値通知書等の写し	○		
営業所一覧表	○	○	○
登記簿謄本又は写し(個人の場合は身分証明書)	○	○	○
印鑑証明書又は写し	○	○	○
業態調書		○	
工事経歴書(直前2年間)	○		
測量等実績調書(")	○		
販売実績等内訳書(")	○		
技術者経歴書	○	○	
財務諸表(直前1年間)		○	○
納税証明書(原本又は写し 枠外※印のとおり)	○	○	○
建退共加入履行証明書(加入している者のみ)	○		
建防災加入証明書(")	○		
法定外労災補償加入証明書(")	○		
主要取引金融機関名	○	○	○
代理店・特約店証明書(原本又は写し)	○		○
取扱品目一覧表			
委任状(委任行為がある場合)	○	○	○

※納税証明書(未納のないことの証明、町内の業者においては町税完納証明書)
 法人：法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人県民税、町税
 個人：所得税、消費税及び地方消費税、県民税、町税

問 財政課 TEL72-1119

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

◎詳しくは、福祉課高齢介護グループ TEL72-1135

地域包括支援センター(保健センター内) TEL72-1175 までご相談ください。

平成22年分 町県民税の申告について

町県民税の申告は、国民健康保険税、町営住宅の家賃等様々な算定の基礎として用いられていますので必ず行ってください。なお、申告がない場合、所得証明、納税証明、非課税証明等の証明が発行できません。

- 申告期間 2月16日(水)～3月15日(火)
- 申告日程及び会場(受付時間は、各日9:00～15:00(文化福祉会館「まいん」は16:00))

期 日	場 所	期 日	場 所
2月16日(水)	下小川コミュニティセンター	3月2日(水)	文化福祉会館「まいん」
2月17日(木)	上小川小学校	3月3日(木)	
2月18日(金)	袋田交流センター	3月4日(金)	文化福祉会館「まいん」
2月19日(土)	休み	3月5日(土)	
2月20日(日)		3月6日(日)	文化福祉会館「まいん」
2月21日(月)	生瀬小学校	3月7日(月)	
2月22日(火)	宮川自然休養村センター	3月8日(火)	
2月23日(水)	黒沢女性・若者等活動促進センター	3月9日(水)	
2月24日(木)	佐原ふれあいセンター	3月10日(木)	
2月25日(金)	依上農村環境改善センター	3月11日(金)	文化福祉会館「まいん」
2月26日(土)	休み	3月12日(土)	
2月27日(日)		3月13日(日)	文化福祉会館「まいん」
2月28日(月)	依上農村環境改善センター	3月14日(月)	
3月1日(火)	文化福祉会館「まいん」	3月15日(火)	

※申告期間中、税務課での受付はできませんのでご了承ください。
 ※申告はどの会場でもできますが、「まいん」以外の際には、できるだけ会場と同じ地区の方が申告することをお勧めします。

○申告が必要な方

- ・平成23年1月1日現在、町内にお住まいで、次に該当する方
- ・平成22年中に営業、農業、保険外交員等の事業所得がある方
- ・平成22年中に地代、家賃等の不動産所得がある方
- ・給与所得の方で勤務先から町に給与支払報告書が提出されない方
- ・生命保険契約等に基づく個人年金等の雑所得がある方
- ・生命保険等の満期金等の一時所得がある方
- ・国民健康保険に加入している方や所得に関する証明書を必要とする方
- ・公的年金のみで、かつ、人的控除(配偶者控除、扶養控除等)や社会保険料控除等(生命保険料控除、医療費控除等)内容に変更がある方で、所得税の確定申告をされない方
- ・収入がなく、同一世帯の家族の控除対象になっていない方
- ・給与所得の方で給与以外の所得が20万円以下の方(所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要です。)

○申告をしなくてよい方

- ・所得税の確定申告をした方
- ・給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が提出されている方
- ・公的年金のみの方(生命保険料控除等、医療費控除の所得控除を受ける場合は、申告が必要です。)
- ・収入がなく、同一世帯の家族の控除対象になっている方

○持参するもの

- ・印鑑
- ・給与、年金等の源泉徴収票(原本)
- ・事業所得者と不動産所得者は、収支に関する書類(帳簿、領収書等)
- ・各種保険料の支払証明書(生命保険、個人年金、地震保険、国民年金等)
- ・医療費を支払った方は、病院等の領収書
- ・寄附金を支払った方は、地方公共団体等の受領証
- ・障害者控除を受けようとする方は、障害者手帳等
- ・口座番号の分かる預金通帳等(医療費控除等で還付になる方のみ)

問 税務課 TEL72-1116

身体障害者を対象とした市町村立小中学校職員採用選考の実施について

茨城県では、身体障害者を対象とした市町村立小中学校職員採用選考を行います。

○受付期間 1月14日～1月28日

○選考日 2月9日(水)

○選考会場 茨城県水戸合同庁舎

○職種 小中学校事務

○採用予定人員 1名程度

○採用時の勤務場所及び職務内容

市町村立小中学校に勤務し、庶務・経理等の学校事務に従事します。主な内容は次のとおり。

- ・文書の收受、発送業務
・給与や旅費支給に関する業務
・学校会計の予算管理、経理等の業務
・学校の施設、設備の維持・管理業務
・電話の対応、接客業務
・関係機関との連絡調整

申込 問

茨城県人事委員会事務局

〒310-8555水戸市笠原町978番6 茨城県庁内 TEL029-301-5549 FAX029-301-5559

ホームページアドレス

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/jinji/

電子メールアドレス

saiyoushiken@pref.ibaraki.lg.jp

内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦において、外地等に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方に、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

請求期限が平成23年3月31日となっておりますので、該当すると思われる方は、下記まで直接問い合わせてください。

○問い合わせ先

〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 総務省大臣官房総務課管理室 業務担当 TEL03-5253-5182 FAX03-5253-5190

乳がん検診(マンモグラフィ検査)のお知らせ

今年度最後の集団検診ですので、今年度受診していない方は、ぜひこの機会に受診してください。(今回はエコー検査はありません。)

○検診日 1月19日(水)

○受付時間 10:00～11:00 13:00～14:00

○場所 保健センター

○料金 1,300円

○募集人数 午前20名 午後40名

○対象者 40歳～74歳の女性 (平成23年3月31日時点の年齢)

※昨年度マンモグラフィ検査を受診されている方は受診できません。

○申込み 1月14日(金)までに健康増進課に申し込んでください。定員になり次第締切ります。

申込 問 健康増進課健康増進G TEL72-6611

茨城県暴力団排除条例制定のお知らせ

茨城県暴力団排除条例が制定され、平成23年4月1日に施行されます。

○主な内容

- ◆県民や事業者は、暴力団から不当に要求された場合に断ることや暴力団を排除するための情報の提供に努めるものとされます。
◆県は、公共工事や事業から、暴力団や暴力団員と関係を有して非難される者を排除することとされます。
◆事業者が、暴力団の活動を助けたり、運営に役に立つような利益を与えることが禁止されます。悪質な行為は調査・勧告・公表される場合があります。
◆青少年の健全育成のため、学校等の施設から200メートル以内に暴力団事務所を開設したり、運営することが禁止されます。違反した場合は「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」となります。

○条例の詳しい内容は、茨城県警ホームページをご覧ください。

みんなの力で暴力団を排除しましょう。

問 大子警察署 TEL72-0110

紙おむつ等の介護用品購入費助成のご案内

在宅の寝たきりの高齢者、認知症の高齢者又は重度の身体障害者(児)を介護している家族に対し、紙おむつ等の介護用品購入費の一部を助成します。

○助成要件

- ①65歳以上の方又は「要支援1」以上の認定を受けた方を介護している家族
②身体障害者手帳所持者で、1級、2級の下肢又は体幹機能障害者(児)を介護している家族
③「要介護4・5」の認定を受けた方で、町民税非課税世帯の方を介護している家族
※ただし、特別養護老人ホーム、老人保健施設等に入所している方や医療機関に入院している方は除きます。

○助成額

【上記①②に該当する方】

・年間購入費の7割相当額(上限額52,500円)

【上記③に該当する方】

・年間購入費相当額(上限額75,000円)

○対象品目

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清しき剤、ドライシャンプー、おしりふきタオル、介護シート

○申請月

・平成23年1月(平成22年4月～12月購入分)

○持参するもの

- ・領収証(購入者、購入品目、購入額、購入日等が分かるもの)
・申請者名義の預金通帳
・印鑑

※申請者、領収証のあて名及び口座名義人は、同一人とします。詳しくは、福祉課高齢介護Gに問い合わせてください。

申請 問 福祉課高齢介護G TEL72-1117



消火器等の訪問販売に注意！！

県内において、消火器等の不正な訪問販売が多発しています。特に高齢者宅の被害が多く、町内でも似たような事件が発生しています。

その事件内容は、

一人暮らしの高齢者女性宅に40歳くらいの男性が訪問し、強引に台所へ消火器を設置し、「消火器代金2万3千円を支払ってくれ」と請求され、断ったが「1万円だけ支払ってくれ」と言われ、女性は怖くて1万円を支払うと、「残りの代金は4年後に消火器の詰め替えをしにくるので、そのとき支払って」と言って立ち去った。

というものです。大切なのは、

- ・訪問販売の業者が現れても、家に入れない！
・無理に設置しようとしても、断る！

不正な訪問販売は、町民の方々にとっても、いつ自分が関わるか分からない犯罪です。

日頃から十分に警戒し、対処できるように心がけましょう。

問 消防本部 TEL72-0119

相談

特設無料人権法務相談所開設のお知らせ

○日時 2月8日(火)10:00～15:00

○場所 文化福祉会館「まいん」小会議室

○内容

- ・土地の売買、相続、遺言等に関する問題
・土地の境界等に関する問題
・地代や家賃の紛争
・婚姻、離婚、親権等戸籍に関する問題
・成年後見制度について
・子ども(いじめや体罰など)
・女性(DV・セクハラなど)
・高齢者・障害者に対する人権問題
・夫婦の問題
・家庭内の問題
・近隣トラブル 等

○相談員 人権擁護委員、法務局職員

申込 問 総務課総務G TEL72-1113